

第30回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年12月7日（火）午後2時30分～

場所 国分シビックセンター

複合施設棟2階スポーツ施設

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

（再協議）

～合併の期日を変更することにより合併協定項目の内容を変更する必要があるもの～

(1) 協議第5号-3 合併の期日について（協定項目2）

(2) 協議第38号-2 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

（協定項目9）

(3) 協議第19号-3 地方税の取扱いについて（協定項目10）

(4) 協議第26号-2 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）

(5) 協議第20号-2 納税関係事業の取扱いについて（協定項目25-5）

(6) 協議第61号-2 その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて

（協定項目25-27-④）

～その他の理由により合併協定項目の一部内容を変更する必要があるもの～

(7) 協議第7号-4 新市の事務所の位置について（協定項目4）

(8) 協議第49号-2 町名・字名について（協定項目19）

(9) 協議第11号-2 男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目25-1）

(10) 協議第33号-2 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて

（協定項目25-13-②）

5 合併の是非について

6 合併協定書（案）について

7 その他

(1) 合併協定調印式について

(2) 廃置分合にかかる関連議案について

(3) 次回の会議日程等について

8 閉 会

会 議 出 席 者

有村	久行委員	大庭	勝委員
福島	英行委員	山口	茂喜委員
前田	終止委員	湯前	則子委員
吉村	久則委員	脇元	敬委員
小原	健彦委員	榎木	ヒサエ委員
西村	新一郎委員	上村	哲也委員
笹峯	護委員	新村	俊委員
有光	謙二委員	石田	與一委員
池田	靖委員	徳永	麗子委員
川畑	繁委員	松山	典男委員
徳田	和昭委員	岩崎	薩男委員
川東	清昭委員	狩集	玲子委員
常盤	信一委員	砂田	光則委員
木場	幸一委員	松永	讓委員
黒木	更生委員	児玉	實光委員
尾崎	東記代委員	原田	統之介委員
浦野	義仁委員	八木	幸夫委員
稲垣	克己委員	林	麗子委員
川畑	征治委員		
小久	保明和委員	代理出席	
諏訪	順子委員	中村	忠雄
西	勇一委員		
松枝	洋一郎委員		
秋峯	イクヨ委員		
今島	光委員		
延時	力蔵委員		
東鶴	芳一委員		
森山	博文委員		
原	京子委員		

会 議 欠 席 者

津田和 操委員

今吉 耕夫委員

道祖瀬戸 謙二委員

宮田 揮彦委員

永田 龍二委員

「開 会 午後 2時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は、始良中央地区合併協議会規約に定めております委員様方の2分の1以上の定足数を満たしておりますことから本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお、ご都合によりまして今吉委員、永田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。師走に入りまして皆様方大変お忙しい中ではないかと思いますが、第30回目の始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、たくさんの委員の皆さん方にご参席をいただきまして誠にありがとうございます。なお、また、本日から溝辺町議会の笹峯委員、木場委員がこの協議会に復帰をされ、ご出席をいただいているところでございます。どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。なお、また、溝辺町から事務局に派遣されておりました職員につきましても11月29日から事務局に元職に復帰をいたしているところでございます。どうかこれからも与えられた職務に精励をいただきますようよろしくお願いを申し上げたいと存じます。さて、本日は再協議ということでございまして10件ほど協議項目として準備をしてございます。特に合併の期日の変更やこれに伴います関連しての一部内容を変更する必要があるもの等でございますので、どうかよろしくご協議を賜りますようお願い申し上げます。なお、また、そのほかこの後の大きな行事でございます合併の協定調印式やその後のスケジュール等についてもご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは、皆様方の忌憚のないご意見を賜りますことを心からお願い申し上げます。あいつとさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、始良中央地区合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご活発なご意見とご協力をよろしくお願い申し上げます。ここで溝辺町議会議長の笹峯委員から発言を求めておりましたので、発言を許可したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、笹峯委員よろしくお願い申し上げます。はい、笹峯委員

○始良中央地区合併協議会委員（笹峯 護）

議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

去る6月23日溝辺町議会が始良中央地区合併協議会から離脱の決議を行い、結果として同協議会を休止、1市5町の協議会の立ち上げなど今日まで1市6町の協議会の委員の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしまして誠に申し訳なく、ここにお詫びを申し上げます。これまでのご配慮に対しまして衷心より厚く御礼を申し上げます。既にご承知と存じますが、11月21日の合併に関する意思を問う住民投票の結果を受けまして1市6町での合併協議会への復帰を決め、再提案された電算システム統合のための補正予算も全会一致で可決しました。今後新市霧島市により、よりよいまちづくりを目指し、残された課題解決のため、皆様と連携をし、努力していきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。あいさつを終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、会議を進めさせていただきます。初めに会議次第3の諸般の報告でございますが、合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局長。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第を開いていただきまして、会議次第の次のページに諸般の報告として協議会の行事や事務局の動き等について整理をしております。まず、11月25日の第29回協議会後の動きでございますけれども、翌30日に第32回の幹事会を開催いたしました。内容につきましては、本日ご協議願います合併の期日等に関係するその他の議案10項目について幹事会としての整理をいたしております。それを経まして本日の提案という形になっております。そのほか後ほどまた協議終了後にご説明を申し上げます合併の協定の調印式の件や、それから廃置分合等の議案の内容等について幹事会の方で協議をさせていただきました。そのほか財政の合同会議、それから分科会等それぞれ開催しております。お目通しをいただきたいと思っております。そして本日の第30回の協議会でございます。なお、また、今後の予定につきましては、本日の協議が整いますと、12月の11日（土曜日）に合併協定の調印式を当シビックセンターの多目的ホールで開催することといたしております。後ほどまた内容につきましてはご説明をさせていただきます。それから、皆様方に関係するものとして次の協議会でございますけれども、1月の27日、第31回の協議会を開催するという形にいたしております。それから、溝辺町の状況等につきましては、今、笹峯議長さんの方からご説明がありましたので、私の方からは割愛をさせていただきます。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局から説明がございました諸般の報告について何かございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

1点だけお尋ねをさせていただきます。11月30日の財政合同会議についてお尋ねしたいんですが、国と地方の三位一体改革をめぐる非常に激しい綱引きが各、全国知事会と中央省庁との間で行われたわけですが、財務省が来年度、再来年度にかけてですね7兆、8兆円の地方交付税の削減という提案をされているわけですが、この地方交付税の削減が私どものこの新しい霧島市ですね財政運営に与える影響というのはこの会議では議題にならなかったものかどうか。そこらをお尋ねしたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

お答えします。この11月30日の財政の合同会議につきましては、17年度の1市6町それぞれの予算編成を進めなければいけない時期になってまいっております。当然今非常に厳しい状況でございます。併せて今、委員の方からおっしゃった状況等も配慮しながら、どうしていくかということも議論をしなければいけない時期でございますけれども、この日につきましては財政調整基金、これの取り扱いについてどうしようというようなことを協議をしております。協議の結果、当日決定をみておりません。今後さらに詰めをしていくということで当日は終わっております。財政調整基金の持ち寄り等についてどうするかということ等の協議をさせてもらっております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにないようでございますので、諸般の報告については終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第5号-3、合併の期日について（協定項目2）を議題といたします。事務局の方から提案の説明理由をお願いいたします。説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、資料の1ページでございます。協議第5号-3、合併の期日について（協定項目の2）の提案説明をいたします。合併の期日を変更することについて次のとおり協議を求める。合併の期日は平成17年（西暦2005年）11月7日とする。平成16年12月7日提出、会長名でございます。この合併の期日につきましては、1ページの下段にありますとおり、合併の期日は平成17年2月14日ということで今年5月27日に協議会で一旦承認いただいております。しかし、諸般の事情でこの1市6町の協議会が休止になり、その後枠組みを一部変更して設立された1市5町の協議会、この協議会は、1市6町の協議会の組織、承認された協定項目は基本的には引き継ぐということで設立されましたけれども、この協議会において、合併

の期日は、その後の事情を考慮し、また、合併の期日検討小委員会を設置して慎重審議を重ね、総合的判断をもって平成17年11月7日に全員一致で決定いただいた経緯がございます。よって、今回1市6町において合併の期日を変更する必要にあたり、この考え方を引き継ぎ、合併の期日を平成17年2月14日から平成17年11月7日に変更し、提案するものでございます。また、2ページですけれども、1市5町の協議会においてはこの合併の期日検討小委員会の付帯意見も含め承認いただいております。よって、この取り扱いも協議いただきたいと思います。なお、幹事会においてこの付帯意見につきましては協議会に報告して協議をしていただくということで意見の一致をみております。そして、3ページは11月7日を想定した場合の協議会設立から合併までの主な流れでございます。また、4ページは合併の期日に関する県内の状況でございます。お目通しをよろしくお願いいたします。以上で合併の期日についての変更提案説明を終わります。協議をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、それでは、本件についての協議に入ります。ご質問・ご意見等をお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

特にご意見・ご質問等がないようでございますので、それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり、変更案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議、「議長、すいません。」という者あり）、はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

先ほど言いました2ページの付帯意見も含めてよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、私はそれを含めてというつもりでお諮りをしたと思っておりますが、再度事務局の方からそういう話がありました。全体の説明を通しての意見・質問ということでございましたが、付帯意見も含めてということでこの提案のとおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第5号-3、合併の期日について（協定項目の2）は変更案のとおり承認をされました。続きまして議事の(2)、協議第38号-2、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目の9）を議題といたします。本件につきましては農林専門部会の方から説明、提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

それでは、資料の5ページをお願いいたします。協議第38号-2、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めるものでございます。2、合併の際農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。平成16年12月7日提出、会長名でございます。下の段は4月8日の協議会において承認されたものであります。6ページから9ページまでは各種資料、10ページから16ページまでは関係法令でございます。それでは、17ページの新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。左の表をご覧ください。この3項目につきましても4月8日の協議会でご承認いただいたものでございます。項目1、項目3につきましては今回は変更がございません。右の表をご覧ください。2項目目のアンダーラインのある太字部分が変更部分でございます。出だしの「合併の際」の文字挿入は文章を明確にするためでございます。選挙による委員の在任特例でございますが、4月8日の協議会では合併期日が平成17年2月14日に決定していたしましたので、選挙による委員の任期は合併の日より約5か月後の農業委員会委員の任期と同じ平成17年7月19日までとなっております。今回合併期日が平成17年11月7日に決定しましたので、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで約6か月間1市6町の選挙による委員全員が在任するとしております。しかし、現在の委員の任期は平成17年7月19日までとなっておりますので、任期が終わる日の前30日以内に選挙をする必要がございますので、来年の6月あるいは7月に1市6町それぞれ選挙をすることになります。7ページをお開きください。7ページは選任による委員の定数及び任期についてであります。現在1市6町で35人の委員の方がいらっしゃいます。合併後は、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からの推薦各1名と議会推薦4名以内の最多で7名となります。任期につきましては、農業委員会等に関する法律第15条第4項の規定により在任特例が適用されませんので、具体例として表の下の方にお示ししてございますので、ご覧ください。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご協議くださるようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にご意見・質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。一部変更案のとおりこの件につきましては承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**38**号－2、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）は一部変更案のとおり承認をされました。続きまして議事の(3)、協議第**19**号－3、地方税の取扱いについて（協定項目**10**）を議題といたします。本件につきましては住民専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

それでは、資料の**18**ページになります。資料につきましては、**19**ページから**22**ページが調整方針でございます。**23**ページが以前との対照表になっております。それでは、協議第**19**号－3、地方税の取扱いについて（協定項目**10**）、地方税の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めるものであります。まずもって下段の承認事項については平成**15**年**11**月**25**日に承認されたものでございます。今回の調整方針は、項目2、法人市民税の均等割については、地方税法第**312**条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率**14.7**%を採用する。ただし、合併特例法第**10**条の規定により国分市を除く6町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。項目の7、入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成**18**年4月1日から適用する。ただし、合併後の平成**17**年度課税分については現行のとおりとさせていただきます。平成**16**年**12**月7日提出、協議会会長鶴丸明人名で提出をするものでございます。今回の1市6町での地方税の取扱いの調整方針につきましては、前回の1市5町での承認事項とその調整内容は同様でございます。いわゆる合併期日の変更のみによる調整方針の一部変更でございました。なお、次の国民健康保険事業の取扱い、また、納税関係事業においても、地方税の取扱いと同様に、合併期日の変更による調整方針の一部変更による内容でございます。それでは、法人市民税の提案説明をいたします。ご承知のとおり、1市6町での法人税割の税率については、国分市のみが制限税率**14.7**%を採用しております。他町は**12.3**%の標準税率を適用している状況でございます。今回1市6町での合併期日は平成**17**年**11**月7日ということですので、国分市を除く6町は、合併年度を含む3年度間は現行税率を適用するということになります。よって、**19**年度までの実質2年5か月余りの不均一課税になるわけでございます。なお、前回の平成**15**年**11**月**25**日承認の事項では実質不均一課税は3年2月でございました。次に、7項目目の入湯税でございます。今回の1市6町での協議においては前回の調整内容とほとんど差異はございませんが、合併期日の関係上、年度を1年ずらした平成**18**年度課税分からの適用になります。その税率適用区分を明確にするために期日をうたい込んだわけでございます。その期日は「平成**18**年4月1日から」とうたい込みました。このことを踏まえまして1市6町の税務分科会及び専門部会の合同部会におきましてその変更理

由やその適用についてご説明し、合同部会において全会一致でこの調整方針について承認を得たところでございます。これをもって幹事会にご提案し、先のとおり幹事会におきましてもご了解を得たところでございます。よって、本日改めて本協議会にご提案するものであります。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。ただいまの説明の本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございます。それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましてもただいま提案のありました一部変更案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第**19**号－**3**、地方税の取扱いについて（協定項目の**10**）は一部変更案のとおり承認をされました。続きまして議事の(4)、協議第**26**号－**2**、国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目**21**）を議題といたします。本件につきましても住民専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

それでは、続きまして資料の**24**ページをお開きください。**25**ページが調整内容、**26**ページがその調整方針の変更対照表になっております。それでは、協議第**26**号－**2**、国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目**21**）、国民健康保険事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めるものであります。項目の**1**、国民健康保険税については、合併後の平成**18**年度課税分までは**1**市**6**町の例によりその取り扱いを継承することとし、平成**19**年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は資産割課税を廃止した**3**方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により**7**月、**8**月、**9**月、**10**月、**11**月、**12**月、**1**月及び**2**月の**8**期とし、各月の**1**日から末日までとする。ただし、**12**月においては**1**日から**28**日とする。平成**16**年**12**月の**7**日、協議会会長鶴丸明人名でご提案するものでございます。内容につきましては、先ほど同様、合併期日が平成**17**年**11**月**7**日ということからしまして平成**18**年度課税分まではそれぞれの市町においてその取り扱いを継承することとし、実質**1**年**4**月余りの不均一課税をすることにいたしました。なお、前回の調整方針では実質**1**年**1**月余りの不均一課税でございました。この協議につきましても先の地方税で触れましたとおりの経過でございます。よって、幹事会を経て本日このように協議会にご提案するものでございます。よろしくご協議のほどをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございます。それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。一部変更案のとおりこの件について承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**26**号－2、国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目**21**）は一部変更案のとおり承認をされました。続きまして議事の(5)、協議第**20**号－2、納税関係事業の取扱いについて（協定項目**25**－5）を議題といたします。本件につきましても住民専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

資料は**27**ページになります。**28**ページから**31**ページが調整方針になっております。協議第**20**号－2、納税関係事業の取扱いについて（協定項目**25**－5）、納税関係事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めらるるものであります。1、個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。項目2、現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。平成**16**年**12**月7日提出、協議会会長鶴丸明人名でご提案するものでございます。現在1市6町の中でこの前納報奨金制度が存在いたしますのは、横川町、牧園町、霧島町、溝辺町の4町となっております。前回の1市6町の調整方針では合併期日が平成**17**年2月の**14**日でありました。そういう期日の関係上、年度を待たずして即刻**17**年度から廃止する案で調整をいたしておりました。しかし、今回合併までに廃止するという調整方針でございます。合併期日が平成**17**年**11**月7日ということからいたしますと**17**年度分の残りの納期も前納報奨金の対象になります。このような理由の下で平成**17**年度当初からの条例廃止の適用が必要になります。少なくとも今月**12**月の議会には条例改正をしなければならぬかと考えているところであります。また、次の項目に納税組合制度の廃止もありますが、これも含めまして、先ほどの地方税の所では言及しませんでしたけれども、各税目の納期の変更などについてもこの条例改正の必要が言えるかと思われまます。私ども税務専門部会といたしましては、当然のこととして廃置分合議案が**12**月に出されるという関係もございませうが、この税条例改正案については、各市町首長にこのような状況を報告いたし、了解をいただいているところでございます。次に、2項目目の納税組合制度については先に申し上げたとおりでありますので、この点についてもご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上、納税関係について今回協議会に提案する理由でございます。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま説明がございましたが、早速協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましても一部変更案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第**20**号－**2**、納税関係事業の取扱いについて（協定項目**25**－**5**）は一部変更案のとおり承認をされました。次に、議事の(6)、協議第**61**号－**2**、その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目の**25**－**27**－④）を議題といたします。本件につきましては総務専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、資料の**32**ページをお開きください。協議第**61**号－**2**、その他の事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目**25**－**27**－④）の説明をいたします。その他の事業【交通災害共済事業】の取扱方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めるといたしております。まず1点目が、交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島州市町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成**18**年度から新市直轄事業として実施する。2点目が、共済掛金の額及び給付内容は、平成**18**年度から6町の方式に統一する。3点目が、小・中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営の在り方を含め検討するというものでございます。前回の協議との違いについて具体的に説明をいたします。同じく**32**ページの下半分にお示ししております平成**16**年5月**27**日承認の協議事項と今回の再協議とのアンダーライン部分を見比べていただきます。まず1点目であります。前回の協議では「合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分方式に合わせ新市直轄事業として実施する。」としておりましたが、合併期日が平成**17**年**11**月7日になったことにより平成**17**年度当初からの新市直轄としての実施ができなくなりました。そこで「**17**年度は国分市方式、6町方式でそれぞれ実施するとともに、6町は合併前日に当該組合である鹿児島州市町村交通災害共済組合から脱退した上で、平成**18**年度からは新市直轄事業として実施する。」といたしました。なお、6町は脱退しても、掛金納付後1年間は会員資格があり、また、事故発生後2年間は請求権もあり、住民が不利益を被ることはないことを確認はいたしております。次に、2点目であります。前回の協議では「共済掛金の額は**500**円に統一し、給付内容については合併までに調整する。」としておりましたが、合併期日が年度途中の**11**月になったことから、新年度まで時間的余裕が出てきたことを踏まえ、分科会あるいは専門部会で調整し

た結果、平成**18**年度当初からは、現在の6町の掛金の額、給付内容で実施できると判断し、このような調整案といたしました。次に、3点目であります。当初の2月**14**日の合併期日では新年度スタートまでに一月半しかなく、検討する時間的余裕がないとのことから、「国分市の小・中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において健全な事業運営の在り方を含め検討する。」といたしておりました。今回合併期日が延びたことにより、**17**年度は、先ほども申しましたように、各市町それぞれ従来の方式によってスタートせざるを得ず、**17**年度末まではその方式が続くこととなります。このようなことから「免除制度を実施している国分市」及び「合併時に一旦廃止し、その後云々」との文言は削除し、合併した**11**月7日以後は、新市の市長の下で**18**年度以後の健全な事業運営の在り方を含め検討していくこととなりますので、このような調整案といたしました。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、早速協議に入ります。ただいまの説明のこの件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。本件につきましては一部変更案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、その他事業【交通災害共済事業】の取扱い（協定項目**25-27-④**）は一部変更案のとおり承認をされました。次に、議事の(7)、協議第7号-4、新市の事務所の位置について（協定項目4）を議題といたします。本件につきましては事務局の方から説明、提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

まず、説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。**34**ページの新旧対照表の方でございますけれども、**34**ページ、新旧対照表の右側の方です。1市6町調整方針変更案の2行目の所、「現在の国分市、横川町」となっております。

「溝辺町」を挿入していただきたいと思っております。申し訳ありません。「溝辺町」が抜けておりました。申し訳ありません。それでは、説明させていただきます。協議第7号-4、新市の事務所の位置について（協定項目4）、新市の事務所の位置について調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めるものでございます。2項目のうち事務所の設置方式について、総合支所方式を採用することといたしておりますが、承認済みの「当面」という表現をもっと分かりやすく表現した方がいいということで、この部分を「おおむね**10**年」に変更するために提案するものでございます。**12**月7日提出、会長名でございます。以上、説明を終わり

ますが、審議方よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましての質問・ご意見等をお願ひいたします。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては一部変更案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第7号-4、新市の事務所の位置について（協定項目4）は一部変更案のとおり承認をされました。次に、議事の(8)、協議第49号-2、町名・字名について（協定項目19）を議題といたします。本件につきましては企画専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。
○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

それでは、資料の35ページをお開きいただきたいと思います。協議第49号-2、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）の提案説明をいたします。町名・字名の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めます。1、町・字の区域については現行のとおりとする。2、町・字の名称については次のとおりとする。(1)、国分市については「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。「〇〇」というのは現在の町名・字名でございます。(2)、溝辺町については「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町〇〇」に置き換える。(3)、横川町については「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。(4)、牧園町については「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町〇〇」に置き換える。(5)、霧島町については「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。(6)、隼人町については「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。(7)、福山町については「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山町〇〇」に置き換える。平成16年12月7日提出、会長名でございます。下の段は平成16年3月25日に承認された1市6町の調整方針ですが、変わった所が太字のアンダーラインの部分でございます。まず1の町・字の区域については前と変わらず現行のとおりとする。2の町・字の名称については、(2)番の溝辺町と(7)番の福山町は変わっております。前回は各市町の考え方を尊重いたしまして溝辺町は旧市町名の後に「町（まち）」を、横川町、牧園町、隼人町の3町は「町（ちょう）」という文字を使い、あと国分市、霧島町、福山町が「町（ちょう）」の文字を使わない調整方針になっておりました。しかしながら、福山町は1市6町の住民説明会で福山町にも「町（ちょう）」の文字を入れてほしいという旨の意見が多く出されたということで、1市5町で「町（ちょう）」の文字を入れた調整方針になりましたが、今回1市6町でも「町（ちょう）」の文字を入れる調整方針になりました。なお、前回はただし書きの部分のご

ございましたが、「町（ちょう）」の文字を入れるということでただし書きを削除をいたしました。それから、溝辺町につきましては、前は「霧島市溝辺町（まち）」という呼び方でありましたが、他の4町と統一した方が一体感があるということで変更してほしいという旨の要請が溝辺町の方からありましたので、今回は「霧島市溝辺町（ちょう）」という呼び方に変更いたしました。それ以外については前回と変わっておりません。参考資料につきましては**36**ページから最後の**43**ページまでは今回新しく追加をしたものですが、県関係の合併に伴う住所表示の変更手続きの一覧ですので、ご覧いただきたいと思っております。以上で協議第**49**号-2、町名・字名の取扱いについて（協定項目**19**）の提案説明を終わります。ご協議をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、早速協議に入ります。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。この件につきましても一部変更案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**49**号-2、町名・字名について（協定項目**16**）は一部変更案のとおり承認をされました。次に、議事の(9)、協議第**11**号-2、男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目**25**-1）を議題といたします。本件につきましては企画専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

それでは、資料の**44**ページをお開きください。協議第**11**号-2、男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目**25**-1）の提案説明をいたします。男女共同参画事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求めます。新市において男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画計画を速やかに策定する。平成**16**年**12**月**7**日提出、会長名でございます。下の段は平成**15**年**9**月**25**日に承認された1市6町の調整方針ですが、変わった所が太字のアンダーラインの部分でございます。前は「男女共同参画基本計画」と「基本」という文字が入っていましたが、法律の中で、男女共同参画基本法ですが、国が策定する計画が基本計画で、県や市町村が策定する計画は「基本」の文字が入らない計画と区別がしてありましたので、文言の整理を行ったものでございます。なお、1市5町では同じように文言整理を行って承認をいただいております。以上、協議第**11**号-2、男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目**25**-1）の提案説明を終わります。ご協議をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきまして一部変更案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございます。協議第**11**号－**2**、男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目**25**－**1**）は一部変更案のとおり承認されました。次に、**(10)**、協議第**33**号－**2**、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目の**25**－**13**－**②**）を議題といたします。本件につきましては福祉専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

45ページをお開きいただきたいと思います。協議第**33**号－**2**、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目**25**－**13**－**②**）、児童福祉事業【保育所】の取扱いの調整方針の一部を変更することについて次のとおり協議を求める。項目**1**、放課後児童クラブについては現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助等については新市において調整するであります。平成**16**年**12**月**7**日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。下段に平成**16**年**1**月**15**日承認分を掲載してございます。アンダーラインが、部分が変更箇所でございます。**46**ページ、**47**ページが各市町の現況でございます。**48**ページをお開きください。今回変更部分は後段「単独補助や保護者負担金等」を「単独補助等」に改めるものでございます。変更の理由は、**1**市**6**町に公設公営の放課後児童クラブは横川町に**1**箇所ございますが、他の**15**のクラブは民間経営でございます。したがって、保護者負担金はあくまで民間クラブで決定されるべきものでございます。この承認済みの調整方針ではあたかも新市が保護者負担金を調整、決定する機能を持っていると誤解を招きやすく、表現が適切ではないとの意見が専門部会内に上がり、協議いたしました結果、ご提案のとおり変更しようとするものでございます。よろしくご決定くださるようお願い申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。この件につきましても一部変更案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第33号-2、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13-②）は一部変更案のとおり承認されました。以上で会議次第第4の議事を終わらせていただきます。続きまして会議次第5の合併の是非についてを議題といたします。当始良中央地区におきましては、昨年5月22日に設立総会を開催し、合併協議会を設立してからこれまで30回もの協議を続けてまいりました。この間、隼人町におきまして、また、溝辺町におきまして住民投票が実施されまじたり、また、新たな取り組みとして1市5町の協議会を別に立ち上げするなど紆余曲折もございましたが、本日で調印式前の合併協定項目に係る協議会としての協議は一応終了いたしました。ここで改めて合併の是非についてご協議をいただくということについては、今さらなぜ是非論議をやる必要があるのだろうかと思われる委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、合併協議会の本来の役割には新市のまちづくり計画の作成や事務事業の調整のほかに合併の是非も含めて協議を行うこととされております。一つ一つの協定項目を進める承認の中でこの合併の是非も含めてその都度判断されたと思われませんが、ここでこれまで正式に合併の是非として項目を挙げての議論をしてきておりませんでしたので、本日合併協議会として合併の是非について協議し、委員の皆様で改めて確認をしておきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。これまで個々の協定項目についてはご協議をいただいておりますので、本日は、今日はこれまでの協議結果を踏まえまして全体を通しての合併についてのご意見を、是なのか、非なのかの委員の方々がご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ここでお諮りをいたします。合併の是非につきましては、始良中央地区合併協議会としては1市6町の合併を是とするということでよろしゅうございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

合併の是非につきましては、始良中央地区合併協議会といたしましては1市6町の合併を是とする

「休憩 午後 3時28分」

「再開 午後 3時38分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたします。次に、会議次第第6の合併協定書（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、合併協定書につきまして説明をさせていただきます。すべての協議項

目が終了いたしました。そこでこれまで協議し、承認していただきました**51**項目を整理し、1冊の合併協定書（案）ということで今日お示しをしております。取りまとめて策定するということでございます。合併協定書（案）の冊子で説明いたします。構成の中で1ページ目でございますけれども、1ページから合併の方式、それから2といたしまして合併の期日、これにつきましては先ほど承認をいただきました付帯意見も含めて盛り込んで整理を行っております。以降**18**ページまで、**18**ページの**25-27-⑧**、温泉事業まで承認いただいた調整方針を記載いたしました。**19**ページに調印書として、1市6町で協議会が設置されてきておりますけれども、「その規定に基づいて始良中央地区合併協議会において上記のとおり」というのは前ページまでの分でございますけれども、「合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。」と、調印の日を**16年12月11日**といたしております。このページにつきましてはそれぞれ1市6町の首長の方々に署名、押印をしていただくこととなります。署名をして公印を押すということでございます。**20**ページにつきましては立会人、特別立会人の県知事に署名をお願いするということにいたしております。次の**21**ページからが協議会委員全員の方々に立会人をお願いし、署名をお願いするものでございます。国分市の委員の方々からでございますが、それぞれ委員の方々については実筆で署名をしていただくということで印鑑は必要ありません。当日はサインをしてもらうということで実筆で署名をしていただくということで印鑑は要りません。**28**ページの広域枠の委員の方々の立会人署名、これをもってこの合併協定書として策定し、それぞれ署名、押印等に使うということになってまいります。以上、合併協定書につきましては説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。（「議長、1点だけよろしいですか。」という声あり）、はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

これまでこういうふうにしてまとめていただいて、そのご苦勞に感謝したいと思います。1点だけですが、この調整方針の中に「合併までに調整する。」という文言が数多く見受けられるわけですが、その「合併までに調整する。」という項目についてですね本協議会に事務局はどういう方向で調整されたのかということで報告をされるべき、また、そうされるんじゃないかなというふうに思っているんですが、そこらあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今日まで**51**項目すべて調整をしていただきました。これにつきましては新市で

はどういう事業を実施するのかということですので協議を整えていただきました。このことはとりもなおさず新市の各分野の主立った事業、そして分野ごとの指針がここで決められたというふうに考えております。そして今後は、今、質問ございましたけれども、この方針の後に、調整方針の後に一部「何々については合併までに調整する。」というような文言が**120**余りございます。この件についてはその4割ぐらいが補助金とか、手数料とか、使用料とか、そういうような金銭に関わるものでございます。このことについては新市で健全財政というのを今後もしていかなければいけません。それで今、合併協議会の中には、組織の中にはこれを的確に判断する組織はございません。それで今後各市町の議会の方で廃置分合の議決がなされた後に準備室ができていきますけれども、その中にこれを位置付けていただきまして、そしてそこで分科会、その**120**余りにつきましては分科会、専門部会、そしてそれを判断する、財政をつかさどる所で判断していただきまして、幹事会で協議、決定していただきまして、協議会にはその都度報告してまいりたいと思っております。それで住民の方々には、ホームページとか、協議会だよりとか、各市町の広報等を通じてお流ししたいと考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と言う声あり）、ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思っております。このただいま説明ございました協定書につきましては、皆様方にお示し、提案いたしましたとお承認することでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、合併協定書については提案のとおり承認をされました。続きまして会議次第7のその他に入ります。まず(1)の合併協定調印式についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、合併協定調印式につきまして説明させていただきます。資料につきましては2枚紙で付けておりますが、始良中央地区合併協議会調印式、**12**月の**11**日（土曜日）、場所、時間、2時からを予定しております。多目的ホールの方でございます。式次第につきまして説明をさせていただきますが、開会に始まりまして、経過報告、その後合併協定調印ということで1市6町の首長の方々に壇上で署名をしていただくということでございます。合併調印につきましては8冊準備をしたいというふうに考えております。1市6町7冊と事務局の方での控えということでは8冊を予定しておりますけれども、当日壇上では1冊だけをお願いするというような考え方を持っております。あと立会人署名、特別立会人を県知事、それから立会人

を合併協議会の委員の皆さん方、その後会長あいさつ、来賓祝辞、来賓紹介、閉会ということで約1時間程度の調印式を予定いたしております。なお、立会人の委員の皆さん方には、本来なら首長の方々の調印の後その場で立会人として署名をお願いすべきところでございますけれども、時間の関係もございます。それを前もって当日の**11時**から署名をお願いしたいということで予定をいたしております。前回の協議会の中ではこれを**10時**というようなふうに説明をしたと思っておりますけれども、最終的に**11時**からにいたしました。当日**11時**から署名をお願いするというようにいたしておりますので、当日は**11時**に集まっていたいただきたいということを申し添えたいと思っております。次の裏の方には合併調印式の出席者予定（案）でございます。協議会委員、幹事会委員の方々、それぞれここに記載してある方々に案内をすることでございますので、よろしく願いいたします。1点だけ、協議会の監査委員の方々がいらっしゃいますので、それがこのページに抜けておりますので、追加をして発送をしたいと思っております。協議会の監査委員がいらっしゃいますので、そちらの方にも案内するということを考えております。次のページが合併調印式の会場での席次表ということで現段階での席次表でございます。後もって出欠等を取りたいと思っておりますので、それをもってまた整理をしたいということで、当日はこれをまた整理をして資料として添付したいと、配布したいというふうに考えております。式次第につきましては以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今、間手原次長の方から説明いたさせました。特に今、調印式のここに配置図が、席表と言うんでしょうか、を整理をいたしているところでございますが、今後それぞれのまた出欠を取る必要があります。それから、これにつきましては現時点における席の配置表でございます。これがこのとおり本番の中に使うという意味ではございませんので、その上で整理をさせていただきまして、出欠の確認の上で再度整理をさせていただきたいと思っておりますので、そこらをどうぞお含みおきをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から合併協定調印式の関係について説明をいたしました。これについてのご意見・ご質問等ございませんでしょうか。はい、（「よろしいでしょうか。」と言う声あり）、はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

立会人の署名を**11時**から行うというふうにはございますが、8冊あるということなんです。結局**53名**の方がサインをいただくということですよ。そうした場合、この**11時**から一斉にできるわけじゃないと思うんですが、具体的にその進め

方というのを何か方法を考えていらっしゃいますか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

現段階で詳細にちょっと詰め切っていないところもありますけれども、11時から会長の、本来なら調印式の所でやるべきところがございますけれども、時間等の、時間の関係等もあります。したがって、11時から会長のあいさつの下、署名の仕方と言うんでしょうか、そういう注意事項やいろいろ話をさせていただきながら進めてもらうということで、署名自体は大方、署名もですね1時間程度、やっぱりみんなが終わるのは1時間ぐらいかかるんじゃないかなというふうに考えております。ただ場合によっては欠席とかですね、都合が悪いという方がいらっしゃるかもしれません。それ等についてはただいまからこの出欠の確認を取らせていただきたいということも考えておりますので、欠席をされる方についてはまた別な方法での調印をしたいと。基本的にはこの2時からの調印式にはすべての委員の方々の署名をして臨みたいというのが事務局の方の考え方でございます。よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

はい、ありがとうございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、この合併協定調印式については、ただいま説明があったように、また当日の具体的な進め方については別途説明をしながら進めるということでございますので、進めさせていただきたいと思えます。（「議長」と言う声あり）、はい、事務局、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

ただいま調印式の式次第を認めていただきました。11時からの署名とか、そういうのがありますので、確認等を取らなければいけないという作業があります。ただいまから用紙を配付させていただきますので、それで説明をしながら、後もって回収するというところでございますので、ちょっとしばらく時間をいただきたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ほんなら事務局、はい、資料を配付してください。それでは、今、資料が届きました、手元に届きましたでしょうか。それでは、事務局の方ちょっと説明してみてください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

後もってまた回収しますので、書いていただきたいと思います。よろしくお願ひ
します。調印式等への出欠の確認。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

まだ来ないですか。はい、届きましたでしょうか。はい、どうぞ、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

確認のために名前まで書いていただきたいと思います。名前、**11**時からの、こ
れは首長の方々も出席をして調印、立会人の署名をしてもらうということで出席の
場合は出席の所に○、欠席の時には欠席で、この時に都合が悪いということであれ
ば○をしてください。欠席の場合は署名を、先ほど言いましたように、2時までに
済ませたい状況がありますので、できましたらこの**11**時には是非出席方をお願いし
たいと思います。どうしても都合の悪い方は本日帰られる時に事務局の方に届けて
いただきたいと思います。それから、調印式につきましては午後2時からでござい
ます。これも出欠、席次表のことがありますので、これにそれぞれ○をしてくださ
い。それから、ちょっと時間の都合で昼食を挟むことになるとと思いますので、昼食
につきましては前もって事務局の方で準備をする分がありましたら、承りたいと思
いますので、これに必要か、不必要か○をしていただきたいと思います。ただこれ
は自費でございしますので、よろしくお願ひいたします。当日は協議会委員としての
仕事をしてもらいますので、報酬で対応するというふうに考えております。よろし
いでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

次の廃置分合議案が終わったら一応終わりますので、その時に終わったら回収さ
せていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、今の資料は整理をしていただいてよろしくお願ひいたします。廃置分
合議案にかかる関連議案についてを次に議題といたします。事務局の説明をお願ひ
いたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

予定どおり**11**日に調印を行うということが想定されます。その後1市6町では
早速**12**月議会にこの廃置分合にかかる関連議案を提案することになります。その
書式を統一してございます。5件ほどの議会に対する提案であるというふうに考え
ております。一応報告に代えるということで、少し中身につきまして説明を行いた
いと思います。1ページでございますが、1ページにつきましては1市6町の廃置
分合についてということで、書いてある所の3行目ですが、1市6町を廃止して霧
島市を設置することを県知事に申請することについて、これは議会の議決が要りま

すということでこういった書式で出します。2ページ目につきましては、同じく1市6町廃置分合に伴って財産処分をする。これにつきましても関係市町と協議の上進めるということを、これも議会の議決が要りますということでございます。財産処分につきましてもそれぞれ関係市町と協議をするという書式でございます。3ページが別紙として協議書としてはこのような形でございます。記として下の方でございます。「1市6町の財産はすべて霧島市に属する。」、これが協議書になってまいります。それから、4ページ、議会に添付資料として提出をしますけれども、それぞれこの1市6町の首長が提案するということになってまいります。前段として協議をする必要があるということになります。5ページは霧島市の議会の議員の定数に関する協議、これは議決案件でございまして、6ページがその別紙ということで霧島市の議会の議員の定数は**34**人としますよという協議をしますということになってまいります。それから、8ページが経過措置に関する協議についてということも議会の議決が必要になってまいります。その内訳が9ページでございます。9ページが別紙として経過措置に関する協議、これは1番目に議会議員の定数等、これも経過措置を使いましたと。それから、2番の農業委員会の委員の任期、これにつきましても経過措置を行いますということの協議書でございます。**11**ページ、それぞれ地域審議会の設置に関する協議、これにつきましても**12**ページの方に協議書として地域審議会の設置に関する協議をそれぞれ設置するという、これにつきましても関係市町で協議をして決めますよということでございます。あと**15**ページから後がそれぞれ協議が整ったら議決等を併せて告示をすると、それぞれ住民にお知らせをするという行為として告示行為が発生します。その書式が**15**ページ、**16**ページ、**17**ページ、**18**ページが関係法令等でございます。以上、こういった形で**12**月議会に、それぞれ1市6町が議会の方に**11**日の土曜日の調印式を待って**13**日以降に提案することが可能になるというような状況でございます。以上、説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま廃置分合にかかる関連議案等についての事務局の説明がございましたが、ご意見・ご質問等があれば、お伺いをいたしたいと思えます。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございます。この廃置分合にかかる関連議案についてはこれで終わらせていただきます。次に、会議次第第7のその他の(3)、次回の会議日程についてを議題といたします。事務局の方から説明を。その前にちょっと先ほどの調印式への出欠の確認の関係についてはそれぞれ徴収を。はい。回収は終わりましたでしょうか。それでは、事務局の方からよろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、次回の合併協議会の開催日程をご連絡させていただきます。第**31**回

